

○教育長(銘苅 健)

おはようございます。

令和 8 年度第 1 回教育委員会の定例会を始めます。

会議の成立について事務局報告をお願いします。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項により、5 名中 5 名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

本定例会は成立しております。

それでは会議順に従って進めてまいります。

初めに会議録の承認を行います。

本日はですね 3 月 13 日開催の第 3 回臨時会の会議録承認を行います。

事前に目を通していただいておりますので、承認いただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

それでは後ほど署名をお願いいたします。

次に、本日の会議録署名人の指名をいたします。

宮城靖委員と初鹿野修委員に、本日の署名人をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

今日の議事は 1 件です。

その 1 件が、教育長の職務代理者の指名ということになります。

それでは、教育長職務代理者の指名を行いたいと思います。

事務局より、教育長職務代理者の指名についての説明をお願いします。

○教育部長(新里 優子)

新たな教育長職務代理者の指名についてご説明申し上げます。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うとされております。

なお、この規定に基づき指名された教育長職務代理者が行う職務のうち、教育長職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、同法第 25 条第 4 項に基づいて、その職務をさらに教育委員会事務局職員に委任することも可能とされております。

説明は以上でございます。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

そのような形で、教育長の職務代理者ということになります。

それではですね、今年度の教育長の職務代理者として、宮城靖委員を指名したいと思いますと思いますが、皆さんどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは今年度は、教育長の職務代理者ということで、宮城靖委員にお願いいたします。

それでは、宮城委員から早速、就任にあたってのご挨拶をお願いいたします。

○教育委員(宮城 靖)

はい、ただいま銘苅教育長よりご指名いただきましたので、教育長職務代理者の職を引き受けさせていただきます。

教育長職務代理者は教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、事務局のトップとして実際に事務全般を見なくてはなりません。

非常勤である私が毎日事務局の事務を指揮監督することは現実的に難しいところでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 第 4 項及び浦添市教育委員会教育長職務代理による事務の委任等に関する規程第 2 条により、教育長に委任された事務その他その権限に属する事務の遂行について、具体的な事務の執行の部分については、教育部長に委任又は臨時に代理することを付与いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

宮城委員の申し出により、教育長に委任された事務その他のその権限に関する事務の遂行について、具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 4 項及び浦添市教育委員会教育長職務代理による事務の委任等に関する規程第 2 条に基づき、その職務を教育部長に委任することとしますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事は以上となります。

その他報告事項を事務局、あるいは各課の方からありますか。

特になしということです。

それでは以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回の教育委員会の定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。